

規制影響分析書

規制の名称	風俗営業の許可の欠格事由等の追加	
担当部局	生活安全局生活環境課	
評価実施日	平成17年2月25日	
規制の内容、目的及び必要性	人身取引の被害者が風俗営業、性風俗関連特殊営業において稼働している実態を踏まえ、これらの営業が人身取引の温床となることを防止するため、刑法に新設される人身売買に関する罪等を、風俗営業の許可の欠格事由及び性風俗関連特殊営業の営業停止等命令の事由に追加する。	
	根拠条文	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第4条第1項、第30条第1項、第31条の5第1項、第31条の6第2項、第31条の15、第31条の20、第31条の21第2項
期待される効果	【社会的便益】 人身売買に関する罪を犯したブローカー等が風俗営業及び性風俗関連特殊営業から排除され、人身取引の防止が図られる。	
想定される負担	【行政コスト】 風俗営業の許可や性風俗関連特殊営業の営業停止等命令の制度は、従来からあり、行政の負担が増加するものではない。	
想定できる代替手段との比較考量	【想定できる代替手段】 刑法に新設される人身売買に関する罪等を、風俗営業の許可の欠格事由及び性風俗関連特殊営業の営業停止等命令の事由とはしない。(現状維持) 【代替手段を用いた場合の期待される効果】 人身売買の罪等を犯した者であっても、風俗営業や性風俗関連特殊営業を営むことが可能となるが、このような者による営業を認めることに社会的利益はない。 【代替手段を用いた場合の想定される負担】 人身取引のブローカー等が風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営むことが可能となり、これらの営業が人身取引の温床となるおそれが高まる。	
備考	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。(関連資料:「風俗行政の在り方に関する提言」)	
レビューを行う時期	平成23年5月ころまで。	

法律の成立が当初の予定よりも遅れたことから、レビューを行う時期について、「平成23年5月ころまで。」と変更することとした。

規制影響分析書

規制の名称	風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け	
担当部局	生活安全局生活環境課	
評価実施日	平成17年2月25日	
規制の内容、目的及び必要性	風俗営業等に不法就労する外国人(特に女性)が後を絶たず、人身取引及び売春等の違法行為の温床となっていることから、風俗営業等に係る不法就労の防止対策を強化し、風俗営業等に関する外国人に係る人身取引及び売春等の違法行為を防止するため、接待飲食等営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業及び夜間における酒類提供飲食店営業を営む者は、その営業に関し客に接する業務に従事する者の在留資格、在留期間等を確認し、確認の記録を作成・保存しなければならないこととする。	
	根拠条文	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第36条の2
期待される効果	【社会的便益】 人身取引の被害者が風俗営業等に不法に就労することが防止され、人身取引の防止が図られる。	
想定される負担	【行政コスト】 特別な負担は増加しない。 【遵守コスト】 就労資格の確認記録の作成及び保存の負担が増加する。ただし、現行法においても、従業者名簿(労働者名簿)の作成・保存が義務付けられていることから、実際の負担は、それほど増加しないと見込まれる。	
想定できる代替手段との比較考量	【想定できる代替手段】 風俗営業者等に対し、接客従業者の在留資格等の確認を義務付けない。(現状維持) 【代替手段を用いた場合の期待される効果】 なし。 【代替手段を用いた場合の想定される負担】 風俗営業及び性風俗関連特殊営業が外国人の不法就労、人身取引の温床となり、各種違法行為や人権侵害が行われやすくなる。	
備考	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。(関連資料:「風俗行政の在り方に関する提言」)	
レビューを行う時期	平成23年5月ころまで。	

法律の成立が当初の予定よりも遅れたことから、レビューを行う時期について、「平成23年5月ころまで。」と変更することとした。

規制影響分析書

規制の名称	性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出受理書の備付け及び提示義務
担当部局	生活安全局生活環境課
評価実施日	平成17年2月25日
規制の内容、目的及び必要性	<p>各種犯罪の温床となっている無届の性風俗関連特殊営業を排除するためには、届出書を提出した業者であるか否かを外形的に判別することができる仕組みを構築する必要性が高いことから、公安委員会は、性風俗関連特殊営業を営もうとする者から届出書の提出があったときは、当該届出書の提出者に届出受理書を交付することとし、性風俗関連特殊営業を営む者は、当該届出受理書を、その営業所等に備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならないこととする。</p>
根拠条文	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第27条第4項及び第5項、第31条の2第4項及び第5項、第31条の7第2項、第31条の12第2項、第31条の17第2項
期待される効果	<p>【社会的便益】 無届業者が排除され、無届業者による年少者使用、ピラ頒布、売春の周旋等の各種違法行為が防止される。</p> <p>【関連業界への便益】 法の規定に従って届出をしている業者にとっては、競争関係にある無届業者が排除される利益がある。</p> <p>【国民への便益】 客又は従業者となろうとする者、広告宣伝業者、営業所等の場所を提供している者等が、無届業者による違法行為に巻き込まれたり、無届営業を助長することが防止される。</p>
想定される負担	<p>【行政コスト】 届出受理書を交付する事務が増加する。ただし、届出の受理は従来から行っており、事務量の増加はそれほど大きくないと見込まれる。</p> <p>【遵守コスト】 関係者から請求があったときは、届出受理書を提示しなければならない。</p>
想定できる代替手段との比較考量	<p>【想定できる代替手段】 公安委員会が届出書を提出した業者の一覧表を作成し、公表する。</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】 届出受理書の交付と同様に、届出書を提出した業者であるか否かを外形的に判断できる。</p> <p>【代替手段を用いた場合の想定される負担】 関係者にとって、公安委員会に赴いて一覧表を閲覧することやホームページ上で届出書を提出した業者を検索することは、性風俗関連特殊営業を営む者に届出受理書の提示を求めることに比べて負担が重い。また、ホームページの更新等の行政コストも届出受理書の交付に比べて大きい。</p>
備考	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。(関連資料:「風俗行政の在り方に関する提言」)
レビューを行う時期	平成23年5月ころまで。

法律の成立が当初の予定よりも遅れたことから、レビューを行う時期について、「平成23年5月ころまで。」と変更することとした。

規制影響分析書

規制の名称	デリバリーヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加 受付所に対する店舗型ファッションヘルスの営業禁止区域等の規制の適用 警察職員による立入りの対象施設にデリバリーヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加	
担当部局	生活安全局生活環境課	
評価実施日	平成17年2月25日	
規制の内容、目的及び必要性	デリバリーヘルスの営業について、店舗型ファッションヘルスの営業所類似の受付所が多数出現し、善良の風俗と清浄な風俗環境を害しているほか、同営業においては、年少者使用が後を絶たず、また、人身取引の被害者が接客業務に従事している可能性もあることから、当該営業に係る受付所及び派遣従業者の待機所を届出事項に追加するとともに、受付所については、店舗型ファッションヘルスに対する規制を適用し、その設置地域、営業時間、客引き行為等を規制する。また、各種規制の遵守状況を確認するため、デリバリーヘルス営業の本拠となる事務所、受付所及び待機所を警察職員の立入対象とする。	
	根拠条文	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第31条の2第1項、第31条の3第2項、第37条第2項
期待される効果	【社会的便益】 受付所や待機所を立入りの対象とすることにより、デリバリーヘルス営業による年少者使用、年少者を受付所に客として立ち入らせること等の各種違法行為が防止されるほか、受付所の設置を抑制することにより、脱法的な店舗型ファッションヘルスを抑制するなど、善良の風俗、清浄な風俗環境の保持、少年の健全育成に資する。	
想定される負担	【行政コスト】 届出事項の追加による営業管理システムの整備に要する費用及び立入事務の増加。 【遵守コスト】 届出書の記載事項及び添付書類の増加に伴い負担が増加する。立入りについては、恒常的なものではなく、必要な限度においてのみ行われるものであるから、負担は少ない。	
想定できる代替手段との比較考量	【想定できる代替手段】 受付所及び待機所を届出事項とせず、受付所等に対する規制を設けない。(現状維持) 【代替手段を用いた場合の期待される効果】 なし。 【代替手段を用いた場合の想定される負担】 受付所及び待機所における各種違法行為を防止することが困難となり、取締り等に要する負担が増加する。また、受付所が無制限に設置されることにより、善良の風俗、清浄な風俗環境を害し、少年の健全育成に悪影響を及ぼす。	
備考	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。(関連資料:「風俗行政の在り方に関する提言」)	
レビューを行う時期	平成23年5月ころまで。	

法律の成立が当初の予定よりも遅れたことから、レビューを行う時期についても、「平成23年5月ころまで。」と変更することにした。

規制影響分析書

規制の名称	客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止	
担当部局	生活安全局生活環境課	
評価実施日	平成17年2月25日	
規制の内容、目的及び必要性	最近、風俗営業等を営む者が、客引きの規制から逃れるため、店の名前や具体的な文言を言わないまま、相手の前に立ちふさがったり、相手につきまといながら声を掛け、相手が関心を示してから客引きに移行する形態が増加している。これらの行為は、外形上は客引きに類似し、客引き行為と同様に善良の風俗と清浄な風俗環境を害していることから、これらの「立ちふさがり」や「つきまとい」行為を禁止する。	
	根拠条文	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第22条、第28条第12項、第31条の3第2項、第31条の13第2項、第32条第3項
期待される効果	<p>【社会的便益】 善良の風俗と清浄な風俗環境の保持が図られる。</p> <p>【国民への便益】 風俗営業等の客となる意思のない一般の通行人に対する「立ちふさがり」や「つきまとい」行為が防止でき、一般の通行人が不快な思いをしなくなる。</p>	
想定される負担	<p>【行政コスト】 従来の客引きの取締りの延長で行うことができる事務であり、特に取締りの負担は増加しない。</p>	
想定できる代替手段との比較考量	<p>【想定できる代替手段】 客引きをするための「立ちふさがり」、「つきまとい」行為を禁止しない。(現状維持)</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】 なし。</p> <p>【代替手段を用いた場合の想定される負担】 客引き類似の「立ちふさがり」、「つきまとい」行為が取り締まれないことにより、善良の風俗と清浄な風俗環境が害される。</p>	
備考	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。(関連資料:「風俗行政の在り方に関する提言」)	
レビューを行う時期	平成23年5月ころまで。	

法律の成立が当初の予定よりも遅れたことから、レビューを行う時期について、「平成23年5月ころまで。」と変更することとした。

規制影響分析書

規制の名称	性風俗関連特殊営業を営む者による人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止	
担当部局	生活安全局生活環境課	
評価実施日	平成17年2月25日	
規制の内容、目的及び必要性	性風俗関連特殊営業については、一般家庭の郵便受け等にビラを投げ込んだり、広告制限区域等において広告物を表示することが禁止されており、これらの違反行為は行政処分の対象とされているが、行政処分のみでは状況が改善されなかったことから、これらの違反行為を直罰化する。また、一般家庭の郵便受け等に投げ込まれたビラや新聞、雑誌等に掲載されている店舗型、無店舗型の性風俗特殊営業に係る広告宣伝の多くが無届営業によるものであることから、無届業者による広告宣伝を禁止する。	
	根拠条文	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第27条の2、第28条第5項、第31条の2の2、第31条の3第1項、第31条の8第1項、第31条の13第1項、第31条の18第1項
期待される効果	<p>【社会的便益】 性風俗関連特殊営業に係るビラ等のはん濫が防止され、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に資する。</p> <p>【関連業界への便益】 法の規定に従って届出をしている業者にとっては、競争関係にある無届業者が排除される利益がある。</p> <p>【国民への便益】 客となる意思のない者の住居に性風俗関連特殊営業に係るビラ等が投げ込まれることを防止でき、住居の平穏が守られる。</p>	
想定される負担	<p>【行政コスト】 取締りの負担は増加するが、従来に比べて効率的な取締りが可能となる。</p>	
想定できる代替手段との比較考量	<p>【想定できる代替手段】 広告宣伝規制に違反した者に対する行政処分。(現状維持)</p> <p>【代替手段を用いた場合の期待される効果】 なし。</p> <p>【代替手段を用いた場合の想定される負担】 性風俗関連特殊営業に係るビラ等のはん濫を十分に抑止できない現状が改善されない。</p>	
備考	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。(関連資料:「風俗行政の在り方に関する提言」)	
レビューを行う時期	平成23年5月ころまで。	

法律の成立が当初の予定よりも遅れたことから、レビューを行う時期についても、「平成23年5月ころまで。」と変更することにした。